

NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

【問い合わせ先】

(所属) 自動車監査指導部

(担当) 草野、芳山、岩佐、山下

(電話) 06-6949-6448

6449

令和8年7月31日

令和7年度 自動車運送事業者に対する監査と処分結果

近畿運輸局自動車監査指導部では、輸送の安全の確保が最も重要であるという基本認識のもと、輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある重大な法令違反が疑われる事業者を優先的に対象とするほか、自動車運送事業の適正な運営、事故の未然防止及び法令遵守の徹底を図るために効果的な監査を実施し、判明した法令違反に対し行政処分を行うとともに、法令遵守意識の醸成を目的とした呼出指導を実施しています。

このたび、令和7年度における監査、行政処分及び呼出指導の結果を取りまとめましたので、お知らせします。

【配付資料】

- (別 添) 用語の定義等
- (資料1) 令和7年度 監査等の概要
- (資料2) 令和7年度 行政処分等の概要

配布先

青灯クラブ

陸運記者会 (ハイタク・トラック)

1. 監査の種類

- ①特別監査 引き起こした事故又は疑いのある法令違反の重大性に鑑み、厳格な対応が必要と認められる事業者に対して、全般的な法令遵守状況を確認する監査
- ②一般監査 特別監査に該当しないものであって、監査の端緒に応じた重点事項を定めて法令遵守を確認する監査
- ③街頭監査 事業用自動車の運行実態等を確認するため、街頭において事業者を特定せずに実施する監査

2. 監査の種別

- ①臨店による監査 事業者の営業所等に立ち入って実施するもの（原則、無通告）
- ②呼出による監査 事業者の代表者又は運行管理者等の責任者を運輸局又は運輸支局等へ呼び出して実施するもの

3. 関係機関からの通報

- ①公安委員会 各府県の公安委員会から、道路交通法第22条の2第2項の規定による協議、同法第75条第3項の規定による意見聴取、同法第108条の34の規定による通知
- ②労働局 各府県の労働局から、自動車運転者の労働条件改善のための相互通報制度に基づく通知

4. 適正化機関

①地方貨物自動車運送適正化事業実施機関

輸送の安全を阻害する行為の防止その他貨物自動車運送事業法等の遵守に関し、トラック事業者に対する指導等を行う機関として、同法第38条の規定により指定された各府県のトラック協会

②旅客自動車運送適正化事業実施機関

輸送の安全を阻害する行為の防止その他道路運送法等の遵守に関し、旅客自動車運送事業者に対する指導等を行う機関として、道路運送法第43条の2の規定により指定することが出来るとされており、貸切バスに関しては、「一般財団法人近畿貸切バス適正化センター」を指定。

5. 行政処分等の種類

軽微なものから順に、自動車その他の輸送施設の使用の停止処分、事業の停止処分、許可の取消処分を行政処分という。また、行政処分に至らないもので軽微なものから順に、勧告、警告があり、これらを含めて行政処分等という。

6. 監査件数と行政処分等の件数

令和7年度における行政処分等の件数については、当該年度以前に実施した監査に係るものを含むこと、また行政処分等に至らない案件もあるため、当該年度の監査件数とは一致しない。

1. 監査等の実施状況

事業種別	監査種別	監 査				呼出指導	合計 (監査・指導)
	特別監査	一般監査		街頭監査 (台数)	小計		
		(臨店)	(呼出)				
バ ス	1	88	45	※ ¹ 296	430	67	497
タクシー	0	64	35	※ ² 55	154	101	255
トラック	4	87	80	0	171	325	496
計	5	※ ³ 239	160	351	755	493	1,248

※1 貸切バスを対象に大阪関西万博、大阪城公園、伏見稲荷大社、京都嵐山周辺、平城宮跡、琵琶湖博物館、奥之院等にて実施。

※2 ハイヤー事業者を対象に大阪城周辺、関西国際空港、京都東山周辺、京都嵐山周辺、東大寺周辺等にて実施。

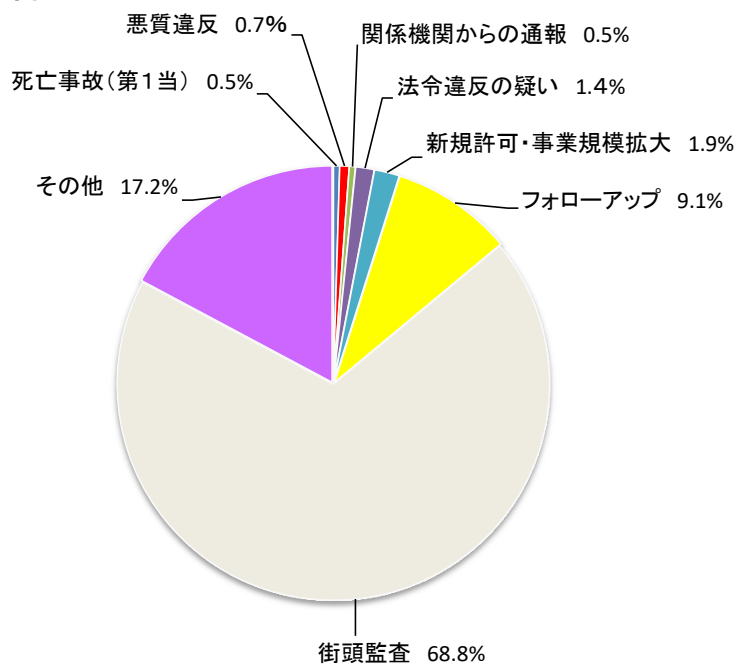
※3 平成20年度から実施している各府県の労働局との合同監査については、令和7年度においても、バス3件、タクシー3件、トラック12件の計18件実施。

2. 監査の主な端緒別件数(呼出指導を除く。)

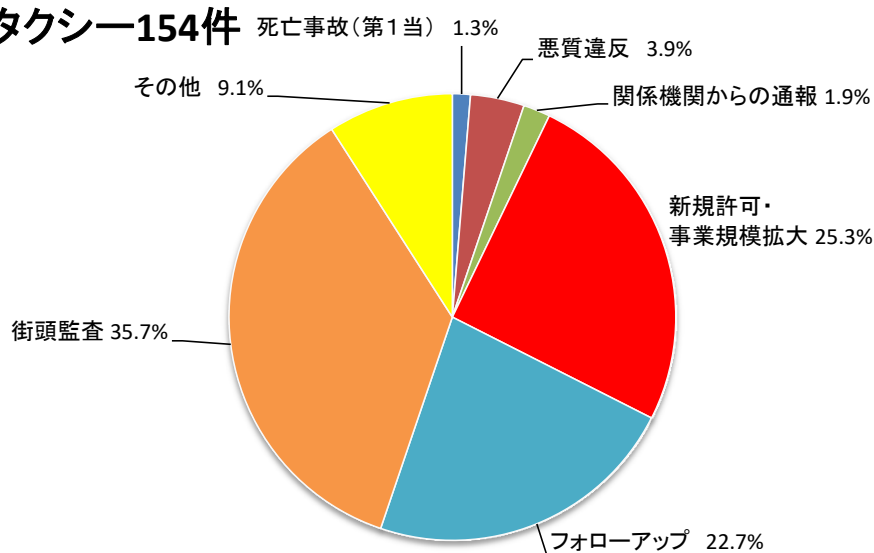
端 緒	バス	タクシー	トラック	合計
死亡事故(第1当)	2	2	16	20
悪質違反 (酒気帯び・無免許・救護義務違反等)	3	6	13	22
関係機関からの通報	2	3	24	29
労基通報	2	2	16	20
最高速度違反	0	0	0	0
駐停車違反	0	0	0	0
その他	0	1	8	9
法令違反の疑い	6	0	11	17
適正化機関からの情報	3	0	7	10
利用者等からの情報	3	0	1	4
その他	0	0	3	3
巡回指導拒否	0	0	4	4
新規許可・事業規模拡大	8	39	0	47
長期監査未実施	0	0	0	0
フォローアップ	39	35	72	146
街頭監査	296	55	0	351
その他	74	14	31	119
合 計	430	154	171	755

監査の端緒

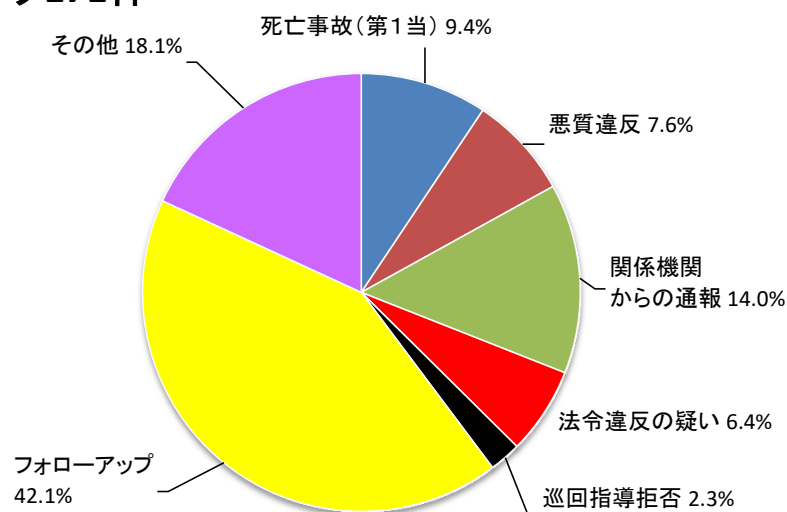
バス430件



タクシー154件



トラック171件



1. 行政処分等の状況

事業種別	処分等件数	処分の内容			警告
	処分延日車数	許可取消	事業停止	車両の使用停止	
バ ス	処分等件数	0	0	10	23
	処分延日車数	—	0	790	—
タクシー	処分等件数	1	0	13	46
	処分延日車数	—	0	286	—
トラック	処分等件数	1	3	226	94
	処分延日車数	—	—	17,130	—
計	処分等件数	2	3	249	163
	処分延日車数	—	—	18,206	—

※ 上記以外に、

- ① 貸切バス事業者に対する監査・通報制度により、行政処分の結果、下限割れ運賃等に旅行業者の関与が疑われる際に観光庁へ行う通報はなかった。

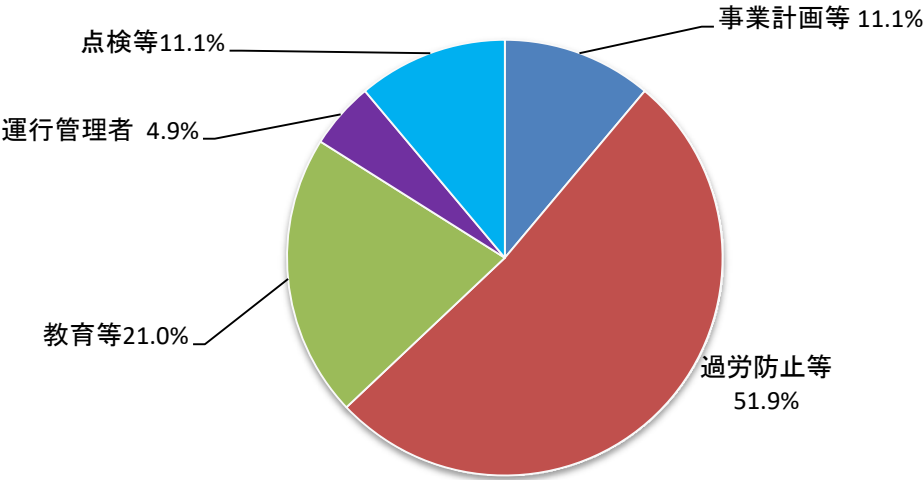
2. 行政処分等にかかる主な違反内容

違反内容	バス	タクシー	トラック	合計
事業計画等	9	1	28	38
事業計画・掲示等	3	1	25	29
名義貸し	0	0	3	3
運送引受書	6	0	0	6
雇用関係	0	0	0	0
過労防止等	42	47	663	752
乗務時間等	8	3	47	58
健康管理	2	7	21	30
点呼	14	18	480	512
業務記録等	6	11	53	70
運行指示書	7	0	17	24
乗務員台帳	5	8	45	58
教育等	17	31	89	137
指導教育	14	26	57	97
適性診断	3	5	32	40
警察通報	0	31	20	51
最高速度違反	0	0	3	3
駐停車違反等	0	31	11	42
過積載違反	0	0	6	6
運行管理者(届出・講習等)	4	5	15	24
点検等	9	9	44	62
点検整備関係	6	4	31	41
整備管理者(届出・研修)	3	5	13	21
その他	0	4	20	24
合 計	81	128	879	1,088

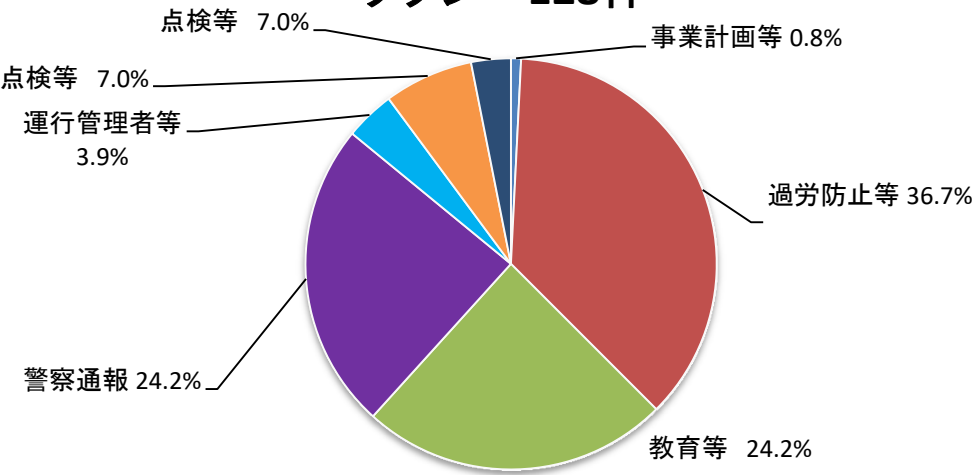
※ 一つの処分等に関し、複数の違反内容があるため、処分等の件数と違反内容の件数は一致しない。

処分等の違反内容

バス81件



タクシー128件



トラック879件

